令和3年度国土交通省調達改善計画

令和3年3月29日

令和3年度国土交通省調達改善計画

1. 本計画の目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるため、政府においては、政策の遂行に必要な財・ サービスの調達を費用対効果において優れたものとすることを基本的な理念とし、調達改善の取組を進 めているところである。

本計画は、「調達改善の取組の推進について」(平成 25 年4月5日行政改革推進本部決定)及び「調達改善の取組の強化について(調達改善の取組指針の策定)」(平成 27 年1月 26 日行政改革推進会議)に基づき、調達改善の取組内容や目標を定めたものであり、これに基づく調達改善の取組を推進することで、行政コスト(事務負担)にも留意しつつ、当省の調達の競争性のより一層の確保、経済性の向上を図り、調達コストの縮減や調達対象の品質確保に資することを目的とするものである。

2. 国土交通省の調達の現状

(1) 国土交通省の調達実績

令和元年度における国土交通省の調達件数は約4.5万件、調達金額は約3兆円。

表1. 令和元年度 国土交通省における調達の契約種別実績

(単位:件数、億円)

契	約種別	契約件数	割合	契約金額	割合
	競争契約	34,065	75.3%	28,707	85.5%
	企画競争による 随意契約	4,905	10.8%	2,173	6.5%
競争性の ある契約	公募による 随意契約	736	1.6%	366	1.1%
	不落・不調による随 意契約	240	0.5%	259	0.8%
	小 計	39,946	88.3%	31,505	93.8%
競争性の	ない随意契約	5,290	11.7%	2,067	6.2%
合	計	45,236	100.0%	33,571	100.0%

- (注1)「公共調達の適正化について(平成 18 年 8 月 25 日財務大臣通知)」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータ(少額随契は除く)を基に作成。
- (注2)契約種別は、契約に至った種別にて整理。
- (注3)計の欄の計数は、端数処理のため、積み上げた額と合致しない場合がある。

(2)契約種別ごとの応札状況

令和元年度について、契約種別ごとに件数ベースで見ると、競争契約では約4割、企画競争による

随意契約では約6割が一者応札となっている。

表2. 令和元年度 国土交通省における調達の応札状況

(単位:件数、億円)

契約種別		1:	者	2者.	以上	合 計	
类	门悝 別	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約		12,183	7,579	21,882	21,128	34,065	28,707
	割合	35.8%	26.4%	64.2%	73.6%	100.0%	100.0%
企画競争 契約	による随意	3,025	1,347	1,880	826	4,905	2,173
	割合	61.7%	62.0%	38.3%	38.0%	100.0%	100.0%
公募による	公募による随意契約		366		ı	736	366
	割合	100.0%	100.0%			100.0%	100.0%

- (注1)「公共調達の適正化について(平成 18 年 8 月 25 日財務大臣通知)」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータ(少額随契は除く)を基に作成。
- (注2)契約種別は、契約に至った種別にて整理。公募を実施した結果、複数者からの応募があり競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約については、契約相手方の最終的な選定手続(競争契約又は企画競争による随意契約)により整理し、公募による随意契約として整理はしないこととする。なお、この場合における応札(応募)者数の区分は、公募後に行った競争契約又は企画競争による随意契約に参加した応札(応募)者数により整理する。
- (注3)応募者がいないときに特定の1者と契約を行う場合は、公募による随意契約の1者として整理する。
- (注4)計の欄の計数は、端数処理のため、積み上げた額と合致しない場合がある。
- (注5)「公募による随意契約」欄には、タクシーチケット供給業務など複数者との契約を前提としているものについては原則除外している。

(3)調達経費の内訳

令和元年度における調達経費の内訳を見ると、公共工事等が大宗を占める(件数の約 57%、金額の約 84%)。

表3. 令和元年度 国土交通省における調達経費の内訳

(単位:件数、億円)

		-四、土 4寸 走	本	本省		分部局等	合 計		
	Ī	調達経費	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	
公	公	共工事(A)	56	220	11,194	22,904	11,250	23,124	
共工		割合(A/J)	3.0%	19.4%	25.8%	70.6%	24.9%	68.9%	
事等	調	・共工事に係る 査及び設計業 等(B)	81	15	14,583	4,944	14,664	4,959	

(参考	考)本:	省・地方支部部局等 の割合	4.1%	3.4%	95.9%	96.6%		
	1	合 計(J)	1,868	1,135	43,368	32,437	45,236	33,571
	小	計	1,731	900	17,591	4,588	19,322	5,488
		割合(I/J)	49.1%	25.3%	27.3%	8.7%	28.2%	9.2%
	そ(L の他役務業務(I)	917	287	11,859	2,817	12,776	3,104
		割合(H/J)	11.4%	17.5%	9.1%	3.5%	9.2%	4.0%
	そ((H	の他物品購入)	213	198	3,955	1,151	4,168	1,349
		割合(G/J)	0.2%	0.04%	-	-	0.01%	0.002%
		争的資金に る研究(G)	4	1	0	0	4	1
		割合(F/J)	18.5%	7.3%	0.2%	0.05%	1.0%	0.3%
	調	査研究(F)	345	83	88	15	433	98
		割合(E/J)	0.2%	0.02%	0.1%	0.01%	0.1%	0.01%
	ガ	ス(E)	3	0.3	45	3	48	3
等		割合(D/J)	0.4%	0.4%	1.9%	0.5%	1.8%	0.5%
役務	電	力(D)	8	4	810	176	818	181
品		割合(C/J)	12.9%	28.8%	1.9%	1.3%	2.4%	2.2%
物	情	報システム(C)	241	326	834	426	1,075	752
	小	計	137	234	25,777	27,849	25,914	28,083
		割合(B/J)	4.3%	1.3%	33.6%	15.2%	32.4%	14.8%

- (注1)「公共調達の適正化について(平成 18 年 8 月 25 日財務大臣通知)」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータ(少額随契は除く)を基に作成。
- (注2)計の欄の計数は、端数処理のため、積み上げた額と合致しない場合がある。
- (注3)「情報システム」は、システムに係る開発、改修及び維持管理(賃貸借、運用及び保守含む)等に係る調達を指す。
- (注4)「調査研究」は、「調査」(実態調査、動向調査等の各種の調査)、「統計調査」(統計情報の収集整理等)、「研究」 (科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等)に係る調達を指す。
- (注5)「競争的資金による研究」は、資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択して、研究者等に配分する研究開発資金による研究に係る調達を指す。

(4)競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

表3における物品役務等の契約件数が占める割合と比較して、一者応札の契約件数は、物品役務等の占める割合が大きい(表3における物品役務等の件数割合は約 43%、表4における物品役務

等の件数割合は約58%)。

表4. 令和元年度 国土交通省における競争契約による一者応札に係る調達経費の内訳

(単位:件数、億円)

			本	省	地方支分)部局等	合	計
		調達経費	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公	公	·共工事(A)	18	30	2,827	4,018	2,845	4,048
井 エ		割合(A/J)	3.1%	6.0%	24.4%	56.7%	23.4%	53.4%
事等	査	共工事に係る調 及び設計業務 (B)	24	3	2,254	1,253	2,278	1,256
		割合(B/J)	4.1%	0.7%	19.4%	17.7%	18.7%	16.6%
	小	it	42	33	5,081	5,271	5,123	5,304
物	情	報システム(C)	142	211	443	258	585	469
品役		割合(C/J)	24.2%	42.6%	3.8%	3.6%	4.8%	6.2%
^仅 務	電	力(D)	2	2	61	8	63	9
等		割合(D/J)	0.3%	0.3%	0.5%	0.1%	0.5%	0.1%
	ガ	ス(E)	1	0.1	6	0.8	7	0.9
		割合(E/J)	0.2%	0.02%	0.1%	0.01%	0.1%	0.01%
	調	査研究(F)	49	12	19	5	68	18
		割合(F/J)	8.4%	2.5%	0.2%	0.1%	0.6%	0.2%
		争的資金に る研究(G)	0	0	0	0	0	0
		割合(G/J)	-	-	-	-	-	_
	건 (H	の他物品購入)	104	150	1,847	592	1,951	742
		割合(H/J)	17.7%	30.3%	15.9%	8.4%	16.0%	9.8%
	そ(の他役務業務(I)	246	87	4,140	948	4,386	1,036
		割合(I/J)	42.0%	17.6%	35.7%	13.4%	36.0%	13.7%
	小	計	544	462	6,516	1,812	7,060	2,275
	ĺ	合 計(J)	586	495	11,597	7,084	12,183	7,579
(参え	考)本	省·地方支部部局等 の割合	4.8%	6.5%	95.2%	93.5%		

- (注1)「公共調達の適正化について(平成 18 年 8 月 25 日財務大臣通知)」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータ(少額随契は除く)を基に作成。
- (注2)計の欄の計数は、端数処理のため、積み上げた額と合致しない場合がある。
- (注3)「情報システム」は、システムに係る開発、改修及び維持管理(賃貸借、運用及び保守含む)等に係る調達を指す。
- (注4)「調査研究」は、「調査」(実態調査、動向調査等の各種の調査)、「統計調査」(統計情報の収集整理等)、「研究」 (科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等)に係る調達を指す。
- (注5)「競争的資金による研究」は、資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択して、研究者等に配分する研究開発資金による研究に係る調達を指す。

(5)工事の実施状況

工事の調達では、透明性・公正な競争を確保する観点から一般競争入札による調達を行っている一方で、低価格入札の増加に伴う公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となる中、平成 17 年の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行を踏まえ、品質確保を促進するために総合評価落札方式の適用を拡大してきた。現在では、ほぼすべての工事で、一般競争入札・総合評価落札方式を適用している。

令和元年度については、約7割が一般競争入札となっており、その大宗が総合評価落札方式で行われている。

表5. 令和元年度 国土交通省における工事の契約件数及び金額

(単位:件数、億円)

		工事全体				うち総合評価					
		契約件数		契約金額		契約件数		契約金額			
契約種別			合計に占		合計に占		工事全体		工事全体		
			める割合		める割合		に占める割		に占める割		
							合		合		
競	一般競争	10,508	70.2%	19,306	93.1%	9,923	94.4%	19,167	99.3%		
競争契約	指名競争	156	1.0%	233	1.1%	73	46.8%	149	63.9%		
約	小 計	10,664	71.2%	19,539	94.3%	9,996	93.7%	19,315	98.9%		
ß	随意契約	4,307	28.8%	1,191	5.7%						
	合 計	14,971	100.0%	20,729	100.0%						

- (注1)「国土交通省直轄工事等契約関係資料(令和元年度版)」(金額は当初契約金額)を基に作成。
- (注2)PFI事業を除く。
- (注3)計の欄の計数は、端数処理のため、積み上げた額と合致しない場合がある。

(6)競争性のない随意契約の状況

競争性のない随意契約の全契約に占める割合は、件数及び契約金額ともにほぼ横ばい状態が続いている。

表6. 競争性のない随意契約の推移

(単位:件数、億円)

		競争性のな	契約全体			
年 度	契約件数		契約]金額	契約件数	契約金額
		割合		割合	天初什奴	大削亚俄
平成 25 年度	4,422	8.8%	1,072	3.0%	50,268	36,307
平成 26 年度	4,856	10.8%	1,310	4.2%	44,829	30,826
平成 27 年度	5,170	12.0%	1,381	5.3%	43,125	26,073
平成 28 年度	6,090	13.4%	2,939	9.5%	45,329	30,784
平成 29 年度	5,132	12.0%	1,873	6.4%	42,623	29,151
平成 30 年度	5,377	12.6%	2,504	8.8%	42,586	28,525
令和元年度	5,290	11.7%	2,067	6.2%	45,236	33,571

⁽注1)「公共調達の適正化について(平成 18 年 8 月 25 日財務大臣通知)」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータ(少額随契は除く)を基に作成。

(7)MPS(マネージド・プリント・サービス)の導入状況

国土交通省では、契約実態や規模からコスト削減や事務手続の軽減が見込める調達部局において、MPS(マネージド・プリント・サービス)の導入を進めており、全て総合評価方式による調達を実施している。

表7. MPS導入実績

令和2年度までにMPSを導入した調達部局	未導入の調達部局
16部局	57部局

3. 調達改善計画の推進体制等

(1) 調達改善推進チーム

本計画の推進・自己評価等を行うため、調達改善推進チームを設置する。調達改善推進チームは、統括責任者、副統括責任者及びメンバーをもって組織することとし、統括責任者は大臣官房長とするほか、構成員は以下のとおりとする。

統括責任者 : 大臣官房長

副統括責任者:大臣官房会計課長、大臣官房参事官(会計担当)及び大臣官房技術調査

課長

メンバー: 副統括責任者がその所属職員の中から指名する者

調達改善推進チームは、発注関係部局との連携の下、調達改善計画の策定及び進捗把握・管理を行うとともに、実施状況の把握等を通じて、必要な場合には、調達改善計画の改定を行い公表するものとする。

(2) 外部有識者の関与

調達改善推進チームは、調達改善計画の策定並びに上半期終了後及び年度終了後の自己評価の結果について、外部有識者から意見を求めるものとする。

また、公正入札調査会議等を活用し、調達改善計画の取組状況について外部有識者から意見を求める。

(3)内部監査の活用

随意契約の見直し及び一者応札の解消への取組状況等の確認を重点監査項目として位置付け、内部監査を実施する。

4. 自己評価の実施方法

実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかになった課題等については、上半期(4月~9月)終了後及び年度終了後に本計画の実施状況等について自己評価を行い、その結果をホームページにより公表する。自己評価の結果は、その後の調達改善計画の実施や策定に反映させるものとする。

別紙1

重点的な取組、共通的な取組

			令和3年度の調達改善計画	Ī				
重占的	共通的			重点的な取組の		取組の	取組の目標	
な取組	な取組	取組の項目	具体的な取組内容	選定理由	難易度	開始年度	(原則、定量的に記載)	目標達成 予定時期
0	0	調達業務の合理化(共同調達・一括調達の推進) ※地方支分部局等の取組としても掲載	・本省及び全地方支分部局等において共同調達及び一括調達を推進する。・部局単位の取組に加え、地方支分部局等や本省と地方支分部局等との間で一括して発注した方が合理的な業務についても、一括調達を実施するなど、状況に応じて拡大に向けた検討を行う。	本省及び地方支分部局等で順次 取組を進めており、取組拡大の余 地が大きいと考えられるため。	В	-	・共同調達及び一括調達について、調達機関の拡大や新たな品目追加を行い、取組を推進 する。	3年度中 (随時)
0		MPS(マネージド・プリント・サービス)の実施 ※地方支分部局等の取組としても掲載	・費用対効果が認められる部局において、プリンター、コピー機、FAX等の出力機器の集約化等を行うMPSを導入する。 ・導入済部局において、イントラネット等を活用した職員への意識啓発を行う。 ・未導入部局において、MPS以外の手法による部局独自の取組も含め検証を行う。	国土交通省独自の取組であり、コスト削減効果が大きく、また、導入済部局においては随時更なる効率化を図っているため。	А	-	・MPS導入部局を令和2年度までに導入した16部局から増加させる。 ・プリント・コピー等経費を削減する。	3年度中 (随時)
0		工事における総合評価の改善	・外部有識者を交えた懇談会等の場において、総合評価落札方式の実施状況等を踏まえて議論を行い、公共工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保のため、公正性・透明性の確保に留意しつつ、総合評価落札方式の改善に努める。		А	-	適正な評価を実施するなど、総合評価の改善方法を検討する。	3年度中 (随時)
0		工事における受発注者の事務負担軽減	・技術資料作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の軽減のため、競争に参加する者の数が多数であると見込まれる場合等において、段階的選抜方式、一括審査方式を活用するなど、入札契約事務の更なる改善及び効率化を推進する。	国土交通省においては工事の調 達金額の割合が高く、取組の効果 が大きいと考えられるため。	А	-	段階的選抜方式、一括審査方式の実施等により、受発注者の事務負担軽減を図る。	3年度中 (随時)
	0	調達改善に向けた審査・管理の充実 (一者応札の改善に向けた取組)	・参入要件等の見直し、準備期間の確保、仕様書の記載内容の明確化、発注予定情報の公表等、発注者による契約手続に入る前の事前検証を徹底する。 ・調達内容に応じて、それぞれ、以下の取組の強化に努める。 ・ 物品等の調達: 特殊な車両や重油の購入など、その特殊性から取扱業者数が少ない物品等の調達については、参入可能者の把握に努めるとともに、取扱業者が他にいない場合など競争環境の改善が見込めない案件については、適正な契約方式への移行も検討する。 ・ システム関係: 専門的な業務内容に関するシステムの運用・保守については、既設システムの環境・構成を可能な限り公開し、より詳細な業務内容を示すことで広く入社参加を促す。 ・ 施設・設備等の維持管理: 業者が作業員の確保などの履行体制を十分整えられる準備期間の確保や、地域外がらの新規参入促進を図るための仕様書の明確化及び参考資料の情報提供を行う。 ・ 調査等の役務: ホームページ等に事前の発注の見通しを公表することや、過年度の調査報告書を公開することなど、調達情報の周知を徹底し、参入可能性のある業者の裾野を広げる。 ・ 結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なものについては、省内各発注部局において一者応札となった原因分析結果をとりまとめ、ホームページに公表する。 ・ 特に複数年一者応札が続いている案件については、業者へのヒアリング、アンケート等を活用し、要因分析及び改善に努める。 ・ 上記の取組の結果、改善が図られた案件について、事例を取りまとめ、ノウハウ等の共有を図る。 ・ 各部局に設置された外部有識者からなる公正入札調査会議等において、競争入札及び企画競争を行った契約のうち、結果的に一者応札又は応募となったものを中心に、個別案件の審査を徹底するとともに、再度同委員会等に報告するよう努める。		А	-	・事前・事後検証の徹底、改善事例の共有等を行い、発注者側の取組により改善が見込めるものの競争性の向上を目指す。	3年度中 (随時)
	0	地方支分部局等における取組の推進	・各地方支分部局等においても、本計画に基づき、本省内部部局と同様に、調達改善の取組を実施するとともに、課題の把握を行う。 ・一者応札の改善事例など、調達改善全般に関するノウハウ等について、本省・地方支分部局等との間で内容の共有を図る。 ・共同調達・一括調達を推進する。(再掲) ・MPSを実施する。(再掲) ・電力調達、ガス調達の改善を図る。(下欄参照)		А	-	・地方支分部局等も含めて省全体で調達改善の取組を進める。	3年度中 (随時)
	0	電力調達、ガス調達の改善 ※地方支分部局等の取組としても掲載	・電力調達については平成28年度から、ガス調達については平成29年度から、それぞれ、順次、一般競争入札へ移行しているところであり、検討中の案件について、共同調達・一括調達の導入の検討や市場の状況を踏まえつつ、更なる移行を引き続き推進する。 ・電力調達については、一般競争入札を行う際に、再生可能エネルギー比率の高い電力の調達や旧供給電力事業者が異なる地域の事務所・施設等をとりまとめて調達する等の電力コストの更なる削減を、部局における調達状況を踏まえ、可能な限り推進することに努める。 ・電力・ガス調達における一般競争入札の導入状況・ノウハウ等をとりまとめ、本省・地方支分部局等との間で内容の共有を図る。		В	28年度	・一般競争入札案件の増加と、引き続き随意契約となった全案件についての一般競争入札への移行可否の検討により、競争性の向上を目指す。	、3年度中 (随時)

具体的な取組内容	新規 継続 区分
○随意契約の見直し ・引き続き、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可否を改めて検討する等の取組を行い、その結果をホームページにおいて公表する。 ・競争性のある契約へ移行した事例に関する情報を省内で共有し、各調達部局の検討に資するようにする。	継続
〇コピー経費等の節減 留め置きプリント、タブレット等を活用したペーパーレス会議、白黒・両面・2アップ印刷の活用等により コピー経費等の節減に努める。また、部署毎の使用枚数の定期的な集計・イントラ掲載、コピー1枚 当たりの費用の掲示等、コストの見える化に努める。	継続
〇少額な契約への対応 会計法令で予定価格が少額で随意契約が可能とされている場合についても、競争性を向上させる観 点から、事務負担、地域性等に配慮しつつ、オープンカウンター方式を活用するなど競争参加機会を 拡大させる。	継続
〇クレジットカード決済の活用 「会計業務の効率化に向けた改善計画(平成28年7月決定)」に基づく資金前渡官吏払いから支出 官払いへの移行による業務効率化に資するよう、水道料金を中心にクレジットカード決済の活用を検 討する。	継続
〇内部監査の実施 引き続き、競争性のない随意契約に係る競争性のある契約への移行の可否、一者応札の解消への 取組状況等の検討結果について、内部監査を重点的に実施するとともに、結果について各調達部局 に周知し、取組の改善を促進する。	継続
○その他 ・人事評価における適切な評価(コスト意識や業務改善に留意した独自の目標設定が可能な場合の目標設定や、コスト意識や業務改善に向けた取組の適切な評価) ・調達改善に係る研修の実施(会計事務職員を対象とした研修の実施による職員のスキルアップ) ・調達情報の発信強化(府省共通調達総合情報システムと連携したメールマガジンの活用)	継続